

平成23年度 原油価格高騰に伴う信用保証料助成金交付要綱

(目 的)

第1条

この要綱は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者が、現下の原油価格高騰情勢等に鑑み、金融機関から融資を受けるため奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を得る場合、保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、もって、現下の金融情勢下における、対策の一環として、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「金融機関」とは信用保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2)「融資」とは会員事業者が金融機関から受ける融資をいう。
- (3)「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。
- (4) 助成対象事業者は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業は、金融対策の一環として実施するものであり、平成24年1月31日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が5万円を超えるときは5万円を限度とし、5万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付予算額)

第5条

助成金の交付予算額は、100万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条

- (1) 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が5万円を超えるときは5万円）を協会に申請することができる。
- (2) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際「信用保証料計算書」、「信用保証書」の写しを添付しなければならない。
- (3) 助成金の交付申請は随時行うことができる。
ただし、最終申請期限は平成24年2月10日とする。

(助成金の交付)

第7条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、先着順にその内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとするが、第5条に定める交付予算額が満額に達した場合には、助成金の交付を終了する。

(助成金の返納)

第8条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2) 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第9条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第10条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

1. この要綱は、平成20年9月12日より施行する。
2. 平成23年4月1日以降の保証料支払分から適用する。
ただし、平成23年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。